

# 現 場 説 明 書（建築工事）

1. 本現場説明書は、小郡市新体育館アリーナ棟建設工事に適用する。

2. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 小郡市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 現場代理人等の腕章の着用について

請負者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

4. 工事実績情報サービス（CORINS）について

請負者は、契約金額が500万円以上の場合は、CORINS（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス）への登録をしなければならない。登録の種類及び時期は、以下のとおりとする。

○請負金額500万円以上の工事

- 受注登録・・・・・・契約後10日以内  
変更登録・・・・・・変更があった日から10日以内  
竣工登録・・・・・・工事完成後10日以内

5. 誓約書（業者間契約）について

下請施工を行う場合、請負者は、業者間契約（元請と下請間、下請と下請間）における損害賠償請求などのトラブル回避のため、「誓約書（業者間契約）」を徴収しなければならない。

なお、この「誓約書（業者間契約）」は、市への提出は必要ない。

6. 施工体制台帳の提出について

下請施工を行う場合は、請負者は施工体制台帳を提出しなければならない。

報告された下請負人が暴力団関係業者と確認された場合、契約約款に基づき、市は請負者に対して下請契約解除要求を行う。請負者が正当な理由なく下請契約解除要求に応じない場合、請負契約解除となる。

## 7. 専任を要する主任技術者の兼務

請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

## 8. 現場代理人の兼務

次の場合において、現場代理人の兼務をすることができる。

- 小都市発注工事において、請負金額が600万円未満の2件の工事
- 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であり、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡を取れる場合の2件の工事

## 9. 建設発生土について

- (1) 建設発生土処理処分地は任意とする。
- (2) 処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を提出し発注者の承認を得ること。施工後は「建設発生土処分地確認書」及び「建設発生土処分実績報告書」を発注担当者に提出するものとする。
- (3) 処分地までの運搬経路を発注担当者に報告すること。
- (4) 特別な理由がないかぎり設計変更（増減）は行わないが、建設発生土の工事間利用のため発注者が処分地を指定することがある。この場合には処理費・運搬距離を変更する。
- (5) 搬出先の確認写真を発注担当者に提出すること。
- (6) その他関係法令を遵守すること。

## 10. 週休2日促進工事（現場閉所型）の実施について

- (1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する「週休2日促進工事（現場閉所型）」の対象工事とする。実施にあたっては、国土交通省策定の「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」に準拠するものとする。
- (2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - ① 受注者は、次の取組に対する希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告を行うものとする。なお、希望しない場合は、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
    - ・ 対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉

所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ・対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
- ③ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- (3) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- (4) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- (5) 「月単位の週休2日工事」を前提に補正係数による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、未達成の場合は労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が取組を希望しない場合については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更するものとする。
- (6) 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。